資料 4-2

これまでの経過とスケジュールについて（建築物）

1　これまでの経過

横浜市福祉のまちづくり専門委員会（建築物）は、バリアフリー法の政令改正（便房・駐車施設・客席）に伴う対応を検討するため、第 52 回福祉のまちづくり推進会議（令和６年７月 31 日開催）の承認を経て設置されました。

令和６年度の経過

令和６年７月 31 日	第 52 回推進会議にて専門委員会立上げの承認
９月３日	第１回専門委員会開催
11 月 22 日	第２回専門委員会開催
12 月 18 日	第３回専門委員会開催
令和７年１月 21 日	第 53 回推進会議にて市民意見公募の実施を承認
１月 27 日～ ２月 25 日	市民意見公募の実施
３月 11 日	第４回専門委員会開催 介助用大型ベッドの基準化およびマニュアル改正について継続検討を決定
６月１日	改正福祉のまちづくり条例施行規則の施行

2　改正概要

便所、車いす使用者用駐車場、客席の設置基準を引き上げました。主な改正内容は以下の通りです。

（1）　便所

・原則、不特定多数利用便所は不特定多数の者が利用する階ごとに１箇所以上設ける。

・原則、便所がある階ごとに車いす使用者用便房を１以上設ける。

・1,000 ㎡未満の対象施設についても車いす使用者用便房を１箇所以上設ける。

（2）　車いす使用者用駐車場

・駐車施設の総数が 200 台以下の場合、２％以上を設ける。

・駐車施設の総数が 201 台以上の場合、１％＋２台以上を設ける。

（3）　客席

・座席の数が 400 席以下の場合、２席以上を設ける。

・座席の数が 401 席以上の場合、0.5％以上を設ける。

・300 ㎡以上 500 ㎡未満の対象施設は、２席以上設ける。

３　今後の検討内容及びスケジュールについて

市民意見公募の中でご意見として多く寄せられた介助用大型ベッドの基準化について検討することとなりました。また合わせて福祉のまちづくり条例施設整備マニュアルの改訂を行います。

令和７年度のスケジュール

令和７年９月	第１回専門委員会開催
11 月	第２回専門委員会開催
12 月	第 54 回福祉のまちづくり推進会議
令和８年１月～	市民意見公募の実施
３月	第３回専門委員会開催
令和８年度	福祉のまちづくり条例施行規則および施設整備マニュアルの改正